

国士舘大学教育後援会育英奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規定は、国士舘大学教育後援会会則第4条第2号に基づき、本学の教育に関する事業を援助し、教育振興に寄与することを旨として、国士舘大学教育後援会育英奨学金（以下「育英奨学金」という。）に関する事項を定める。

(目的)

第2条 この規定は、所定の修学期間で卒業する能力と勉学の意欲を持ちながら、家計の急変により授業料等の納付が困難になった学生に奨学金を給付することにより、修学の継続を支援することを目的とする。

(奨学生)

第3条 この規程より育英奨学金の支給を受ける者を国士舘大学教育後援会育英奨学生（以下「育英奨学生」という。）と称する。

2 育英奨学生は、勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みのある者とする。

(出願資格)

第4条 育英奨学金は、学部在籍する学生であって、学生の学費を負担する者（以下「学費負担者」という。）が本教育後援会の会員である者のうち、次の各号の事由のいずれかが出願日から遡って1年以内に発生している者を対象とする。

- (1) 学費負担者が死亡した者、ただし自死は対象外
- (2) 学費負担者が次の重度後遺障害が生じた場合、ただし精神障害は対象外
 - ① 「身体障害者福祉法」により身体障害者2級以上の認定を受けた者
 - ② 「国民年金法施行令」及び「厚生年金保険法施行令」により障害等級1級以上の認定を受けた者
- (3) 学費負担者の主たる収入減に次の事由が生じた場合（出願は1回限り）
 - ① 給与所得者は、勤務先の倒産による失業または解雇
 - ② 専従者は、事業主の破産手続き開始決定
 - ③ 会社役員は、経営する法人の倒産・破産手続き開始決定
 - ④ 自営業者は、本人の破産手続き開始決定

(給付金額及び給付方法)

第5条 育英奨学金の給付額は、次の各号とする。

- (1) 死亡または重度後遺障害の場合は、在学する学期の授業料
- (2) 学費負担者の失業等の場合は、学期ごとに授業料の不足額相当

- 2 給付方法は、本教育後援会が給付金額を当該育英奨学生の授業料として学校法人国士館へ支払う。

(募集及び選考)

第6条 育英奨学生の募集及び選考は、原則として年2回行う。

- 2 育英奨学生の選考は、会長、副会長及び幹事長による書類審査と面談により行う。
- 3 やむを得ない事情、または不測の事態が生じた場合には、前項にかかわらず資格、募集、採用及び給付額等について、教育後援会会長は弾力的に運用することができる。

(給付期間)

第7条 育英奨学金は、給付決定があった日の属する学期から給付を開始する。

- 2 育英奨学金は、第4条の給付区分に応じ、次の各号の学期をもって、給付を終了する。
 - (1) 第4条第1号に該当する者は、在学期間が4年に達した学期
 - (2) 第4条第2号に該当する者は、2学期間受給した学期
- 3 前項にかかわらず、給付開始の学期が前項第1号に定める終了の学期となる場合、または終了の学期を過ぎる場合、1学期間受給した学期をもって、給付を終了する。

(申請手続き)

第8条 育英奨学金の給付を希望する者は、次の各号に掲げる所定の申請書類により、6月末または12月末までに教育後援会事務局へ提出しなければならない。

- (1) 給付申請書(様式第1号)
- (2) 生計を共にする家族の所得証明書
- (3) 給付を必要とする家計急変などの事実を証明する公的書類
- (4) その他教育後援会会長が必要と認めた書類

(併用給付の不可)

第9条 国士館大学奨学生規程に定める各奨学金給付による減免との同時採用期間における併用は認めない。

(決定)

第10条 育英奨学生は、教育後援会奨学生選考委員会の選考を受け教育後援会会長が決定する。

- 2 前項により決定した奨学生については、役員会において報告をする。
- 3 育英奨学金は、要件に合致する者すべてに給付する。ただし、当該年度の資金範囲とする。
- 4 前項により決定した育英奨学生は、所定の期日までに誓約書(様式第2号)を提出

しなければならない。

(資格の喪失)

第 11 条 育英奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、その資格を喪失する。

- (1) 傷病その他の理由により学業の継続ができないとき
- (2) 休学または退学したとき
- (3) 除籍または懲戒処分を受けたとき
- (4) 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明したとき
- (5) その他育英奨学生としてふさわしくない行為をしたとき

(奨学金の返還)

第 12 条 前条により育英奨学生の資格を喪失したとき、当該学生は当該学期に給付された育英奨学金の全額を返還しなければならない。

2 前条第 4 号により資格を喪失したときは、第 6 条の決定に遡り、育英奨学金の全額を返還しなければならない。

(事務の所掌)

第 13 条 この規程に関する事務は、国士舘大学教育後援会事務局が所掌する。

(既定の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、教育後援会会長が行う。

附則

1 この規程は、平成 29 年 7 月 22 日から施行する。

附則

2 この規程は、令和 2 年 11 月 21 日から施行する。